

資 料 提 供
令和 8 年 9 月 9 日
課 名：県民活動課
担 当 者：佐伯
内 線：2739
直通電話：082-513-2723

件 名	令和 8 年度交通安全功労者交通対策本部長表彰について (広島県から市区町村の部 1 町が受賞)
1 要 旨 交通安全功労者表彰は、地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に特に顕著な功績があった個人、団体及び市区町村（陸上交通に関するものに限る）を表彰するもので、毎年度 1 回、国の交通対策本部長（内閣府特命担当大臣）による表彰式が行われます。 ※表彰の概要は参考資料のとおり 本表彰は、昭和 46 年度から行われており、今回で 56 回目となります。 2 被表彰者（広島県関係分） 《市区町村の部》 安芸郡府中町 ※功績の概要は別紙のとおり 3 表彰式・記念撮影等の概要 (1) 日 時 令和 8 年 9 月 10 日（木）15：00～15：30 (2) 会 場 中央合同庁舎第 8 号館 講堂（東京都千代田区永田町 1－6－1） (3) 表彰式の概要 ○ 表彰式 ・表彰状授与 ・大臣あいさつ ・受賞者代表謝辞 ○ 記念撮影（表彰式終了後） ○ 受賞者 個人の部：20 名、団体の部：4 団体、市区町村の部：4 区町 ※現地取材については、内閣府記者クラブのみで対応する。 4 広島県における過去の受賞状況 ・市区町村の部としては、令和 4 年度の豊田郡大崎上島町以来 4 年ぶりの受賞 ・直近の個人及び団体の部の受賞年度 個人：令和元年度、団体：令和元年度 ・直近10年（平成28年度～令和 7 年度）の広島県関係受賞者 個人：3 名、団体：3 団体、市区町村：1 町	

功 績 概 要

都道府県名	市区町村名	市区町村長名	所 在 地		人 口
広島県	府中町	寺尾 光司	広島県安芸郡府中町 大通三丁目 5 番 1 号		51,777 人 (R8.1.1 現在)
交通事故死者数の 推移※	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
主な交通安全施策	1 各季の交通安全運動期間中、警察署等と連携し、街頭キャンペーン等の各種交通安全イベントを町内商業施設等において実施 2 警察署、町交通安全推進隊等と連携し、町内小学校、保育園、幼稚園、こども園に対し、交通安全教室・自転車教室を実施 3 警察署等と協働で、高齢者に対し、夜間に歩行者からどう見えるか等を実演する「シルバーナイトスクール」を実施				

※ 表彰の範囲として「直近 5 年間の人口 10 万人当たりの道路交通事故死者数（24 時間以内死者数）の合計が 7 人以下であるもの。」に該当。

「交通安全功労者交通対策本部長（内閣府特命担当大臣）表彰（内閣府）」の概要

表彰の名称	交通安全功労者表彰		
表 彰 者	交通対策本部長		
表彰の時期	毎年度 1 回、表彰日は内閣府政策統括官が選定。		
表彰の対象	地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に特に顕著な功績があったもの （陸上交通に関するものに限る）		
	個 人 の 部	団 体 の 部	市区町村の部
表彰の範囲 推薦の範囲	【表彰の範囲】 1 地域社会において交通安全思想の普及又は交通安全の確保のために実践的活動を行っていること。 2 一定の活動歴（30 年以上（若年層（40 歳未満の者）の場合、概ね 3 年以上））があり、現在も活動中であること。 3 知事表彰を受賞していること。 4 極めて顕著な功績があると認められる者については、上記 1、2 の基準にかかわらず表彰することができるが、内閣府にあらかじめ協議が必要 ただし、叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く。）受章者、安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた者及び交通安全に関して、関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた者は除く。 （緑十字金章・緑十字銀章を受けた者は推薦の対象者となる。）	【表彰の範囲】 1 地域社会において交通安全思想の普及又は交通安全の確保のために実践的活動を行っていること。 2 一定の活動歴（20 年以上（構成員の過半数の年齢が 40 歳未満の団体の場合、概ね 3 年以上））があり、現在も活動中であること 3 知事表彰を受賞していること。 4 活動に質的・量的な広がりがあること。 ただし、安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた団体及び交通安全に関して、関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた団体は除く。	【表彰の範囲】 1 人口当たりの交通事故死者数が少ない市区町村、又は交通事故死者数が著しく減少している市区町村であること。 (1) 人口 20 万以上の市区 令和 3 年から令和 7 年までの 5 年間（以下「直近 5 年間」という。）の各年の人口 10 万人当たりの道路交通事故死者数（24 時間以内死者数）の合計が 5 人以下であるもの、又は、令和 5 年から令和 7 年までの 3 年間の各年の道路交通事故死者数（24 時間以内死者数）の合計が令和 2 年から令和 4 年までの 3 年間の各年の道路交通事故死者数（24 時間以内死者数）の合計と比較して 30％以上減少しているもの。 (2) 人口 2 万以上 20 万未満の市区町村 直近 5 年間の人口 10 万人当たりの道路交通事故死者数（24 時間以内死者数）の合計が 7 人以下であるもの。 (3) 人口 5 千以上 2 万未満の市区町村 直近 5 年間の道路交通事故死者数（30 日以内死者数）がゼロであるもの。 (4) 人口 5 千未満の町村 直近 10 年間の道路交通事故死者数（30 日以内死者数）がゼロであるもの 2 交通安全対策に積極的な取り組み、他の市区町村の模範となる交通安全活動を行うなど、交通安全思想の普及及び交通安全の確保に努めていること。
	【推薦の範囲】 1 交通指導員等の職を辞している者は、令和 8 年 4 月 1 日以降に職を辞した者に限る。	【推薦の範囲】 1 学校及び交通安全協会は推薦しないこと。	【推薦の範囲】 1 道路交通事故死者数は、令和 7 年交通事故統計（令和 7 年 1 月～12 月）によること。 2 市区町村の職員が過去（令和 3 年 8 月以降）に飲酒運転による違反がないこと。
推 薦 の 数	一般・若年各 1 人以内	一般・若年各 1 団体以内	1 団体以内